

公益財団法人 日本化学繊維研究所  
個人情報管理規程

平成 28 年 6 月 6 日理事会改正

(目的)

第 1 条 この規程は、個人情報の適正な取扱いに関して、この法人の役職員が遵守すべき事項を定め、これを実施運用することにより、個人情報を適切に保護・管理することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程及びこの規程に基づいて策定される規則等において使用する用語については、次のとおりとする。

(1) 個人情報

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、個人番号その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。ただし、「個人番号」は、行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号（いわゆるマイナンバー）を含む。

(2) 個人情報データベース等

「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合で、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人の情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

イ 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものであって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(3) 個人データ

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 本人

「本人」とは、当該個人情報によって識別される、又は識別されうる、生存する特定の個人をいう。

(5) 役職員等

「役職員等」とは、この法人に所属するすべての理事、監事、評議員及び職員をいう。

(6) 個人情報管理責任者

「個人情報管理責任者」とは、理事長によって指名された者であって、個人情報コンプライアンス・プログラムの運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(適用範囲)

- 第3条 この規程は、すべての役職員等に適用する。また、退職後においても在任又は在籍中に取得・アクセスした個人情報については、この規程に従うものとする。
- 2 各種委員会委員、顧問及びこの法人の事業について委嘱又は依頼を受けた者が、この法人の業務に従事する場合には、当該従事者は、この規程を遵守しなければならない。
  - 3 前項の従事者を管理する立場にある者は、当該従事者に対し、この規程の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の管理責任者と管理措置)

- 第4条 この法人においては、事務局長を個人情報管理責任者とする。
- 2 個人情報管理責任者は、この規程等の適正な実施及び運用を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたり、あるいは改竄されたりすること等がないように管理する責を負う。
  - 3 具体的には、管理責任者は次に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 関連書類を鍵付きの場所に保管し、鍵の保有は管理責任者と理事長に限る。
    - (2) 電磁的記録へのアクセス権限を管理責任者のみに限定するシステムを構築し、外部からの不正アクセスやウイルス等に対する予防策を強化する。
    - (3) 特に個人番号の保管と提供（次条）に関しては、可能な限り電磁的手段に依らないものとする。

(個人情報の提供)

- 第5条 法令で定める場合を除き、個人情報は第三者に提供してはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、この法人の業務を遂行するために当該業務等の一部又は全部を第三者に委託する必要がある場合には、次に掲げる条件を満たす業務委託先に限り、本人等が事前承諾した利用目的の範囲内において、理事長の承認を得て個人情報を当該業務委託先に対して提供できるものとする。
    - (1) 社会通念上相当な事業活動を営む者であること
    - (2) 個人情報の保護に関し、この規程と同等以上の規程を有し、かつその適正な運用及び実施がなされている者であること
    - (3) この法人との間に、適正な内容の個人情報の保護に関する定めを締結し、これを遵守することが見込まれる者であること

(通報及び調査義務等)

- 第6条 役職員等は、個人情報が外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。
- 2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役職員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(個人情報の利用又は提供の拒否権)

- 第7条 この法人が既に保有している個人情報について、本人からの自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応じるものとする。ただ

し、次に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人 日本化学繊維研究所の設立登記のあった日（平成25年4月1日）から施行し、改正は、理事会の改正決議の終了時から施行する。

附則

この規程は、平成28年6月6日から施行する。